

# 「北九州市家賃等賃借料支援金」実施概要（8月分・9月分）

※特に注記が無い場合、8月分・9月分共通

## 1 支援金の目的

福岡県の緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う休業要請等に応じた北九州市内の施設を運営する事業者に対し、家賃等賃借料支援金を給付することにより、事業活動の継続を支援することを目的とする。

## 2 休業等の要請期間（変更の場合はその期間による）

8月分：令和3年8月1日から8月31日までの間

9月分：令和3年9月1日から9月30日までの間

## 3 支給要件 以下（1）～（5）の要件をすべて満たすこと。

※8月分・9月分それぞれ1回限り申請可能。それぞれ申請してください。

### （1）「北九州市内の対象施設」及び「要請の実施」

月	県協力金実績	北九州市内の対象施設 ※2	要請の実施
8	① 10期 ※1	○飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類を提供する施設	8/1：「休業」又は「酒類の提供を取り止めて営業時間を5時から21時の間に短縮する」 8/2～8/19：「休業」又は「酒類の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」 ※ただし、やむを得ない理由がある場合は、8月5日までに要請に応じること。
	② 11期 ※1	○飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類又はカラオケ設備を提供する施設 ○飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	8/20～9/12：「休業」又は「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」 ※ただし、やむを得ない理由がある場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに要請に応じること。
9	① 11期 ※1	○飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類又はカラオケ設備を提供する施設 ○飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	8/20～9/12：「休業」又は「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」 ※ただし、やむを得ない理由がある場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに要請に応じること。
	② 12期 ※1	○飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類又はカラオケ設備を提供する施設 ○飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	9/13～9/30：「休業」又は「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」

※1 8月分・9月分は、それぞれ①又は②のどちらか一方の県協力金実績により申請可能

※ 設備を設けて客に飲食させる営業を行う露天営業（屋台）、飲食店営業許可を受けている結婚式場は対象。ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイトイスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場、は対象外

- (2) 8月分申請の場合：福岡県感染拡大防止協力金【第10期】又は【第11期】  
9月分申請の場合：福岡県感染拡大防止協力金【第11期】又は【第12期】  
の本申請の給付を受けていること。

※『先渡給付』決定通知書では審査・支給できません。必ず本申請の給付を受けてください。  
本申請の給付決定通知書を確認の上、支給を行います。

※福岡県の発行する「福岡県感染拡大防止協力金」の給付決定通知書の「2 取組み内容」が

【第10期】：「酒類の提供を行っていない店舗で、「時短」対応（「休業」含む）  
を行った。」

【第11期】：「酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない店舗で、「時短」対応  
（「休業」含む）を行った。」

【第12期】：「酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない店舗で、「時短」対応  
（「休業」含む）を行った。」

と記載されている場合は支給対象外。

※「福岡県感染拡大防止協力金」の【第12期】の申請受付は10月1日からの予定ですので、決定通知書等の内容が変更になる場合があります。

- (3) 対象施設の運営上、必要な建物・土地の賃貸借契約に係る賃料を払っていること。また実施期間において有効な賃貸借契約に係る賃料であること。
- (4) 要請期間（8月分は8月1日、9月分は9月1日）以前より開業し、申請時に営業の実態がある施設であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）が運営する施設でないこと。

#### 4 申請者及び支給先

休業等を行った北九州市内の対象施設の事業者（賃貸借契約上の借主）

#### 5 支給額

1施設につき1ヶ月分の家賃等賃借料の8割（上限40万円）を給付  
※消費税や、賃貸借契約書にて共益費、管理費が確認できる場合は共益費、管理費も含む。また、施設の運営上、必要な駐車場の賃借料も含む。

※「3支給要件」を満たせば、8月分、9月分の2ヶ月分の申請可。

#### 6 申請手続

##### (1) 申請受付期間（仮申請含む）

令和3年9月15日（水）～11月30日（火）

##### (2) 申請方法

①電子申請 (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901268.html>)

②郵送 11月30日（火）当日消印有効

※必ず簡易書留、レターパックプラス等、郵送物の追跡が出来る方法で送付

送付先：〒802-0006

北九州市小倉北区魚町3-5-5 WORLD魚町ビル3階

北九州市家賃等賃借料支援金事務局 行



### (3) 申請に必要な書類

#### ① 支援金交付申請書（様式第1号）

※8月分と9月分の様式は異なりますので、それぞれの申請書で申請してください。

#### ② 福岡県感染拡大防止協力金【第10期】・【第11期】・【第12期】の給付決定通知書

※8月分申請には【第10期】又は【第11期】、9月分申請には【第11期】又は【第12期】がそれぞれ必要です。

※『先渡給付』決定通知書では申請できません。必ず本申請の決定通知書を提出してください。本申請の給付決定通知書を確認の上、支給を行います。

福岡県感染拡大防止協力金を申請しているが、給付決定通知がまだ届いていない場合、当該決定通知書以外の書類を揃えて申請してください（申請期限：11月30日（火）まで）。給付決定通知書は届き次第、速やかに追加提出してください。（追加提出は12月1日以降も郵送もしくは申請用添付書類追加提出フォームにて受付）追加提出の給付決定通知書を確認の上、支給を行います。

#### ③ 申請者本人確認書類（運転免許証、健康保険証 など）

#### ④ 賃貸借契約書の写し

※契約者（賃貸借人（甲乙））が分かるページ、賃借料、物件等が分かるページ

※借主と申請者が一致していること。（契約書の情報が申請情報と異なる場合は賃貸借契約書等証明書（様式6号）の提出を求める場合もあります）

#### ⑤ 8月分・9月分の契約金額の家賃支払いを証明する書類（領収書、通帳の写し等）

※金額が分かるページ（金額に印をつけるなど該当箇所が分かるようにしてください。）

また、対象外費用（水道・光熱費、その他費用等）をまとめて支払っている場合は賃借料等の申請金額の内訳を記載してください。（手書き補記でも可）

※家賃・共益費・管理費等が毎月変動する契約の場合は、対象月の支払いの内訳が分かる書類（請求書等）も併せてご提出してください。

#### ⑥ 支援金の振込先口座が確認できる書類（通帳の写し など）

※金融機関・支店名、預金種目、口座番号、名義が確認できるページ

⑦（原則として、全ての提出書類の名義が同一であることが必要ですが、名義が同一でない場合や、契約書が存在しない場合、前払いをしている場合等は）

#### 賃貸借契約等証明書（様式第6号）と添付書類

※「福岡県感染拡大防止協力金様式第6号」により代替可

※今年（令和3年）の「北九州市家賃等賃借料支援金」5月分又は6月分を受給した場合（申請中含む）で、申請内容（対象施設や家賃金額等）に変更が無い場合は、①②⑤の提出のみで可（③④⑥⑦省略可）。（ただし、確認のため提出を求める場合もあります。）

※一度提出された申請書類の返却はいたしません。

※申請書類の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。

申請される際の日中の連絡先は連絡が取れる電話番号をご記入ください。

期日までに提出されない場合は不交付として取り扱います。

**【問い合わせ先】** 北九州市家賃等賃借料支援金コールセンター

電話番号：0120-168-112（土日祝含め9：00～17：00）